

宮代町管理不全空家等の適正管理に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、宮代町管理不全空家等の適正管理に関する条例（令和年宮代町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（管理不全空家等）

第3条 条例第2条第1項第1号に規定する管理不全空家等は、次の各号のいずれかの状態から総合的に判断された空家をいう。

- （1）老朽化、自然災害その他の事由により、建築物又はこれに付属する工作物が倒壊し、落下し、若しくは飛散することによって、保安上危険となるおそれがある状態
- （2）害虫の発生、石綿使用部材の破損等によって、衛生上有害となるおそれがある状態
- （3）建築物又はこれに付属する工作物の補修等又は清掃等がなされておらず、景観を損なうおそれがある状態
- （4）悪臭の発生、不法侵入の発生、立木等への接触の発生又は動物による騒音の発生若しくは侵入の発生等により周辺的生活環境の保全に悪影響が生じるおそれがある状態
- （5）前各号に掲げるもののほか、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切となるおそれのある状態

（指導及び勧告）

第4条 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第13条第1項に規定する指導は、指導書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第13条第2項に規定する勧告は、勧告書（様式第2号）により行うものとする。

（緊急安全措置）

第5条 条例第3条第1項に規定する緊急安全措置は、次に掲げるものとする

る。

- (1) 建築物又はこれに付属する工作物の修繕、補修、移動若しくは落下若しくは飛散の防止
- (2) 石綿飛散又は汚水等流出の防止
- (3) 悪臭発生の防止
- (4) 立木等の剪定又は雑草の除去
- (5) 動物、害虫等の駆除
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた措置

2 条例第3条第2項に規定する同意は、緊急安全措置実施同意書（様式第3号）により、管理不全空家等の所有者等から得るものとする。

3 条例第3条第3項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（様式第4号）により行うものとする。

（公示送達）

第6条 条例第3条第3項ただし書の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 宮代町公告式条例（昭和30年宮代町条例第1号）第2条第2項に定める宮代町役場掲示場への掲示
- (2) 宮代町公式ホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める方法

（軽微な措置）

第7条 条例第4条第1項の規定による軽微な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 施錠の確認又は開放されている窓若しくは門扉の閉鎖
- (2) 管理不全空家等から飛散し、敷地外に出た物件の移動又は飛散のおそれのある剥離した建築材等の移動
- (3) 立入りが禁止であることの表示又は近寄ることが危険であることの注意喚起の表示
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらと同程度と町長が認める措置

（職務権限を示す証明書の様式）

第8条 条例第7条の職務権限を示す証明書の様式は、職務権限証明書（様式第5号）のとおりとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

指 導 書

第 年 月 日 号

様

宮代町長



あなたが（所有・管理）する下記の管理不全空家等について、管理不全な状態にあるので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、下記のとおり指導します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等
所在地 宮代町
対象となる物件
所有者等の住所及び氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 措置の期限
年 月 日

（注）

- 1 正当な理由なく上記2の措置を実施しなかった場合は、法第13条第2項の規定により当該措置を講ずることを勧告することがあります。
- 2 上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく宮代町環境資源課まで報告すること。

様式第2号（第4条関係）

勸告書

第 年 月 日 号

様

宮代町長



あなたが（所有・管理）する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日 付け 第 号により必要な措置について指導したところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するため必要な措置を取るよう、法第13条第2項の規定により、下記のとおり勸告します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等
所在地 宮代町
対象となる物件
所有者等の住所及び氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
- 2 勸告に係る措置の内容
- 3 勸告に至った事由
- 4 勸告の責任者
- 5 措置の期限
年 月 日

(注)

・上記5の期限までに上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告すること。

・上記1の管理不全空家等に係る土地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規程に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税基準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

・上記3の措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることになります。

様式第3号（第5条関係）

緊急安全措置実施同意書

年 月 日

宮代町長 あて

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

私が所有（管理）する下記の管理不全空家等について、宮代町空家等の適切な管理に関する条例第3条第1項の規定による緊急安全措置を講ずることに同意します。

また、緊急安全措置に要した費用を、私が負担することについて、同意します。

記

対象となる管理不全空家等

所在地 宮代町

対象となる物件

様式第4号（第5条関係）

緊急安全措置実施通知書

第 年 月 日 号

様

宮代町長



あなたが（所有・管理）する下記の管理不全空家等について、宮代町空家等の適切な管理に関する条例第3条第1項の規定による緊急安全措置を実施したので、同条第3項の規定により通知します。

なお、同条第4項の規定により、当該緊急安全措置に要した費用を徴収します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等
所在地 宮代町
対象となる物件
所有者等の住所及び氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
- 2 緊急安全措置の内容
- 3 緊急安全措置の実施日
- 4 緊急安全措置に要した費用
金 円
- 5 納入期限
年 月 日

様式第5号（第7条関係）

（表）

		第 号
写 真	職務権限証明書	
	所 属 職 名 氏 名	
<p>上記の者は、宮代町管理不全空家等の適正管理に関する条例第3条の規定に基づき、管理不全空家等に対し緊急安全措置若しくは軽微な措置を講じ、又は立入調査を行う者であることを証明する。</p>		
年 月 日（ 年 月 日まで有効）		
宮代町長		印

5.5
センチメートル

9センチメートル

（裏）

宮代町管理不全空家等の適正管理に関する条例（抜粋）

（緊急安全措置）

第3条 町長は、災害その他非常の場合において、管理不全空家等が次の各号のいずれにも該当するときは、危害を避けるために必要最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

（1）保安上危険な状態にあると判断され、緊急に周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を取る必要があると認めるとき

（2）法第13条第1項の規定による指導若しくは同条第2項の規定による勧告により、管理不全空家等の所有者等に当該措置を行わせるいとまがないとき

2～3 略

（軽微な措置）

第4条 町長は、管理不全空家等について規則に定める軽微な措置を講ずることにより、当該管理不全空家等の周辺における防災、衛生、景観等に関する生活環境への支障を除去し、又は軽減することができる認めるときは、当該措置を講ずることができる。

（立入調査）

第6条 町長は、第3条第1項又は第4条の措置について必要な限度において、職員又は委任した者に管理不全空家等に立ち入らせ、調査又は必要な措置をさせることができる。

2 町長は、前項の規定により職員又は委任した者を管理不全空家等に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、管理不全空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

